平成２３年（フ）第１２９号
宮崎県日向市大字財光寺2888番地１
債務者　児玉三香子（旧姓光本）
１　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第３３６号
鹿児島県日置市日吉町吉利4933番地２　市営北区団地８
債務者　西薗　弘二
１　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６６号
長野県諏訪市大字四賀2411番地１　ボヌール共栄Ｃ202、前住所長野県岡谷市赤羽２丁目５番１―112号　県住学びケ丘1112号
債務者　濵　　美南（旧姓山村）
１　決定年月日時　平成23年８月４日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第２４４号
京都府久世郡久御山町下津屋川原94番地51
債務者　倉田　朝子
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３３１号
京都府八幡市男山八望３番地１　B48―401
債務者　米倉　清充
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３３２号
京都府八幡市男山八望３番地１　B48―401
債務者　米倉　美笛
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９０７号
京都市山科区川田菱尾田３番地14
債務者　石原　重雄
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９０８号
京都市山科区川田菱尾田３番地14
債務者　石原　朝子
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９８７号
京都市山科区日ノ岡鴨土町24番地　エクセレント日ノ岡601号
債務者　サロン・ド・かずここと　西井加壽子
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０００号
京都市伏見区淀樋爪町446番地５　沖田ビルセンチュリー23―407号
債務者　久保義浩こと　久保　義裕
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０４２号
京都市右京区山ノ内大町７番地１　シャトル新御池505
債務者　由田　寿子（債務発生時の姓三好）
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６１号
京都市西京区下津林水掛町10番地２
債務者　殿内　順次
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６６号
京都市上京区仁和寺街道六軒町西入四番町108番地１
債務者　田村　佳美
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７６号
京都府城陽市市辺中垣内13番地
債務者　魚勝商店こと　畑中　　勝
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７７号
京都府城陽市市辺中垣内13番地
債務者　畑中いつ子
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８７号
京都府城陽市寺田深谷86番地の41
債務者　大垣　善浩
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０９５号
京都府木津川市兜台１丁目２番地　高の原駅西団地21―503号
債務者　小縣　　健
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係